

改正前	改正後	備考
<p>(目的) 第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を目的とする。 (1) (中略) (2) <u>平成24年7月九州北部豪雨、平成26年8月豪雨、平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月の北海道・東北豪雨など、近年大規模な浸水被害・土砂災害が頻発していることを踏まえ、県、市町村が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、氾濫などが発生することを前提として社会全体で常に洪水や土砂災害に備える「水防災意識社会」を再構築する。</u></p> <p><u>附 則</u> この規約は、平成30年5月25日から施行する。</p> <p>別表1 別表2 別紙参照</p>	<p>(目的) 第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を目的とする。 (1) (中略) (2) 近年大規模な浸水被害・土砂災害が頻発していることを踏まえ、県、市町村が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、氾濫などが発生することを前提として社会全体で常に洪水や土砂災害に備える「水防災意識社会」を再構築する。</p> <p><u>附 則</u> この規約は、平成30年5月25日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規約は、令和元年5月30日から施行する。</u></p> <p>別表1 別表2 別紙参照</p>	<p>大規模な浸水被害・土砂災害の例示を削除することで、第2条2号を簡潔な書きぶりに改めた。</p> <p>規約別表更新のため施行日の追加</p> <p>平成31年4月の人事異動による職及び氏名の変更</p>

日南・串間地区大規模氾濫等減災対策協議会

(旧)

機関名	所属等	氏名
気象庁 宮崎地方气象台	台長	小泉 岳司
宮崎県 総務部 県土整備部	危機管理局長 兼危機管理課長	高林 宏一
	河川課長	石井 剛
	砂防課長	矢野 康二
	日南土木事務所長	押川 定生
	串間土木事務所長	有馬 誠
日南市役所	市長	崎田 恭平
串間市役所	市長	島田 俊光

(新)

機関名	所属等	氏名
気象庁 宮崎地方气象台	台長	吉松 和義
宮崎県 総務部 県土整備部	危機管理局長 兼危機管理課長	温水 豊生
	河川課長	高橋 健一郎
	砂防課長	原口 耕治
	日南土木事務所長	小倉 弘康
	串間土木事務所長	有馬 誠
日南市役所	市長	崎田 恭平
串間市役所	市長	島田 俊光